

令和6年（2024年）7月18日

「マイナンバーカードを活用した救急業務の迅速化・円滑化」 実証事業の開始について

熊本市消防局では、この度総務省消防庁と連携し、マイナンバーカードを活用した救急業務の実証事業を行いますのでお知らせします。

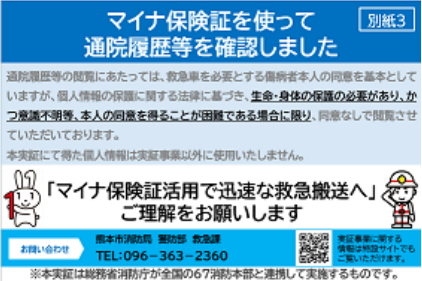
本事業では、救急要請した患者のうち、健康保険証利用登録をしているマイナンバーカードをお持ちの方を対象（拒否された場合を除く）に、救急隊員が専用のシステムを使って患者の病歴や処方薬等の情報を確認し、搬送先の病院選定の参考にするなど救急業務の迅速化や円滑化の実現に向け、その効果等を検証します。

また、総務省消防庁が全国の幅広い消防本部の参画により、令和4年度（2022年度）の実証実験で明らかになった効果や課題を反映した実証を行うことで、実際の救急現場で効果的に活用することができるシステム構築を目指すものです。

- 1 開始日時 令和6年（2024年）7月26日（金）午前8時30分から
- 2 期 間 7月26日（金）～9月26日（木）まで
- 3 実施救急隊 中央区：中央救急隊、南熊本救急隊、出水救急隊、西救急隊
東 区：東救急隊、託麻救急隊、小山救急隊
- 4 対象について 実証事業実施救急隊が出場した全ての事案
- 5 実証事業の活動イメージ



6 令和4年度実証実験からの主な変更点

内 容	今回	前回（令和4年度）
使用機器	・タブレット（前回よりも小型化） ・汎用カードリーダーのみ （カードリーダーの種類を変更） 端末本体  汎用カードリーダー 	・タブレット ・顔認証付きカードリーダー ・汎用カードリーダー 端末本体  顔認証リーダー  汎用カードリーダー  電イペン 
実証実験後の機器の取扱い	各消防本部へ配備 ※利用時の通信料等については未定	返却
活用時の同意	〈本人同意の場合〉 口頭での確認で可 〈傷病者本人から同意を得ることが難しい場合（意識不明等）〉 ・関係者の同意があれば可 ・関係者不在であっても救急隊が 「<u>生命・身体保護のため医療情報等を閲覧する必要がある</u>」 と判断した場合は可 ※ただし、関係者等へ書類を渡す必要あり。 	本人の同意が条件。 ・顔認証付きカードリーダーの場合は、同意ボタンをタップ。 ・汎用カードリーダーの場合は、本人のサインが必要。
閲覧できる情報	閲覧項目に変更なし ※診療情報のうち、手術情報も閲覧可能となった。	・薬剤情報 ・診療情報 ・特定健診情報
情報へのアクセス方法	変更なし （アイコンをわかりやすく変更）	・資格確認システム起動 ・医療情報閲覧システム起動
閲覧対象	救急隊員	救急救命士

【お問い合わせ先】

消防局 警防部 救急課

電 話：096-363-2360

課 長：丸山 修

担 当：甲斐 千裕